

# 「新潟市アグリパーク」宿泊約款

## (適用範囲)

第1条 当園が宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令等（法令又は法令に基づくものをいう。以下同じ。）又は一般に確立された慣習によるものとし、

2. 当園が、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとし、

## (宿泊契約の申込み)

第2条 当園に宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当園に申し出ていただきます。

- (1) 宿泊者名
- (2) 宿泊日及び到着予定時刻
- (3) 宿泊料金(原則として「別表第1」の基本料金による。)
- (4) その他当園が必要と認める事項

2. 宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当園は、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

## (宿泊契約の成立)

第3条 宿泊契約は、当園が前条の申し込みを承諾したときに成立するものとし、ただし、当園が承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。

## (施設における感染防止対策への協力の求め)

第3条の2 当園は、宿泊しようとする者に対し、旅館業法(昭和23年法律第138号)第4条の2第1項の規定による協力を求めることができます。

## (宿泊契約締結の拒否)

第4条 当園は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。ただし、本項は、当園が旅館業法第5条に掲げる場合以外の場合に宿泊を拒むことがあることを意味するものではありません。

- (1) 宿泊の申し込みが、この約款によらないとき。
- (2) 満室(員)により客室の余裕がないとき。
- (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
- (4) 宿泊しようとする者が、次のイからハに該当すると認められるとき。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、同条第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力

ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき

- ハ 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるもの
- (5) 宿泊しようとする者が、他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
  - (6) 宿泊しようとする者が、旅館業法第4条の2第1項第2号に規定する特定感染症の患者等（以下「特定感染症の患者等」という。）であるとき。
  - (7) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき（宿泊しようとする者が障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。）第7条第2項又は第8条第2項の規定による社会的障壁の除去を求める場合は除く。）。
  - (8) 宿泊しようとする者が、当園に対し、その実施に伴う負担が過重であって他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求として旅館業法施行規則第5条の6で定めるものを繰り返したとき。
  - (9) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
  - (10) その他 泥酔者等で他の宿泊者に対し著しく迷惑を及ぼすおそれがあると認められる場合（新潟県旅館業法施行条例第5条）に該当するとき。

（宿泊契約締結の拒否の説明）

第4条の2 宿泊しようとする者は、当園に対し、当園が前条に基づいて宿泊契約の締結に応じない場合、その理由の説明を求められます。

（宿泊客の契約解除権）

第5条 宿泊客は、当園に申し出て、宿泊契約を解除することができます。

2. 当園は、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合は、「別表第2」に掲げるところにより、違約金（キャンセル料）を申し受けます。
3. 当園は、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後8時（あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻）になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

（当園の契約解除権）

第6条 当園は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。ただし、本項は、当園が旅館業法第5条に掲げる場合以外の場合に宿泊を拒むことを意味するものではありません。

- (1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。
- (2) 宿泊客が次のイからハに該当すると認められるとき。
  - イ 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
  - ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
  - ハ 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるもの
- (3) 宿泊客が他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- (4) 宿泊客が特定感染症の患者等であるとき。
- (5) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき（宿泊客が障害者差別解消法第7条第2項又は第8条第2項に規定による社会的障壁の除去を求める場合は除く。）。

- (6) 宿泊客が、当園に対し、その実施に伴う負担が過重であって他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求として旅館業法施行規則第5条の6で定めるものを繰り返したとき。
  - (7) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
  - (8) 泥酔者等で他の宿泊客に対し著しく迷惑を及ぼすおそれがあると認められる場合（新潟県旅館業法施行条例第5号）に該当するとき。
  - (9) 寝室での喫煙、消防用設備等に対するいたずら、その他当園が定める利用規則の禁止事項（火災予防上必要なものに限る。）に従わないとき。
2. 当園が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

（宿泊契約解除の説明）

第6条の2 宿泊客は、当園に対し、当園が前条に基づいて宿泊契約を解除した場合、その理由の説明を求めることができます。

（宿泊の登録）

第7条 宿泊客は、宿泊日当日、当園の受付において、次の事項を登録していただきます。

- (1) 宿泊客の氏名、年齢、住所及び連絡先
- (2) 日本国内に住所を有しない外国人にあつては、国籍及び旅券番号
- (3) その他当園が必要と認める事項

（客室の使用時間）

第8条 宿泊客が当園の客室を使用できる時間は、宿泊棟、コテージ共に午後3時から翌朝10時までとします。

ただし、連続して宿泊する場合においては、到着日及び出発日を除き終日利用することができます。

2. 当園は前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応ずることがあります。宿泊の延長利用については、宿泊人数に限らず1室1時間1000円。日帰り利用の場合は日帰り料金を適用します。

（利用規則の遵守）

第9条 宿泊客は、当園内においては、当園が定めて園内に掲示した利用規則（後貼）に従っていただきます。

（営業時間）

第10条 当園の営業時間は次のとおりとします。

- (1) 受付・案内業務 午前9時から午後5時
- 前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。

（料金の支払い）

第11条 宿泊料金の支払いは宿泊当日到着時に受付にてお支払いいただきます。

ただし、事前に当園が別の支払い方法を認めた場合は除きます。

2. 当園が宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合、宿泊料の返金はいたしません。

(当園の責任)

第 12 条 当園は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当園の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

2. 当園は、消防機関の指導のもと定期点検及び防災施設の整備に努めるほか、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

(契約した客室の提供ができないときの取扱い)

第 13 条 当園は、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の施設をあっ旋するものとします。

2. 当園は、前項の規定にかかわらず他の施設のあっ旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当園の責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

(寄託物等の取扱い)

第 14 条 当園は宿泊者からの一切の物品又は現金並びに貴重品のお預かりは致しません。これらについては宿泊者の自己の責任において管理、携帯をお願い致します。

2. 宿泊者が、当園にお持ち込みになった物品又は現金並びに貴重品について、当園の故意または過失により滅失、毀損等の障害が生じたときは、当園はその損害を賠償します。

ただし、その損害の賠償は 10 万円を限度額とします。

第 15 条 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当園に到着した場合は、その到着前に当園が了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客が当園においてチェックインする際にお渡しします。

2. 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当園に置き忘れていた場合において、その所有者が判明したときは、当園は、当該所有者に連絡をするとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、発見日を含め 7 日間保管し、その後当園の判断のもと処分します。

3. 前 2 項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当園の責任は、第 1 項の場合にあっては前条第 1 項の規定に、前項の場合にあっては同条第 2 項の規定に準じるものとします。

(駐車場の責任)

第 16 条 宿泊客が当園の駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当園は場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当園の故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

(宿泊客の責任)

第 17 条 宿泊客の故意又は過失により当園が損害を被ったときは、当該宿泊客は当園に対し、その損害を賠償していただきます。

## 宿泊約款利用規則

当園では、お客様に安全かつ快適にご利用いただくため、宿泊約款 第9条に基づき、次のとおり利用規則を定めていますので、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

遵守いただけない場合は、やむを得ず、ご宿泊又は館内諸施設のご利用をお断り申し上げ、また場合によっては損害をご負担いただくこともございますので、特にご注意くださいませ。

### 火災防止上お守りいただきたい事項

- 1 火災の原因となりそうな場所や、灰皿の置いていないところでの喫煙はご遠慮ください。
- 2 客室内に備え付け以外の暖房用火器及びアイロン等の持ち込み、使用はおやめください。
- 3 その他火災の原因となるような行為はおやめください。

### 保安上お守りいただきたい事項

- 1 ご滞在中のお部屋からお出になられる節には、施錠をご確認ください。
- 2 園外へお出かけの時は、当園従業員に鍵をお預けになられますようお願いいたします。
- 3 ご訪問客と客室内でのご面会のご遠慮願います。ご面会は当園クラブハウス内受付前をご利用ください。
- 4 消防用設備等の悪戯は、安全の維持に支障が生じますのでおやめください。

### 貴重品・お預り品及び遺失物のお取扱いについて

- 1 ご滞在中の現金・貴重品等の滅失、毀損等によって生じた損害については、賠償いたしかねますので、あらかじめご了承ください。

### お支払いについて

- 1 ご利用料金は、ご到着時に頂戴しております。
- 2 各種割引の併用はお断りいたしております。

### 園内の設備・備品の利用について

- 1 園内の設備・貸出備品は大切にご利用ください。宿泊者の故意又は過失により当園が被害を被ったときは宿泊約款第17条に基づき損害をご負担いただくこともございます。

### その他お守りいただきたい事項

- 1 園内にて他のお客様の迷惑となるようなもの、発火又は引火性のもの、悪臭を発生するものその他法令で所持の禁じられているもののお持ち込みはおやめください。また、室内用のペット類のお持ち込みもご遠慮願います。
- 2 園内で、高声、放歌、喧騒な行為、賭博、風紀、治安を乱す行為、他のお客様の迷惑になるような行為はなさないようお願い申し上げます。
- 3 当園の許可なく客室、ロビー等を営業行為（展示、広告、宣伝、販売等）など、宿泊以外の目的でご使用にならないようお願い申し上げます。
- 4 園内の設備、備品、現状を著しく変更したり、用途以外に使用になることはおやめください。
- 5 客室の窓側、客室外部などに物品を陳列したり、放置しないようお願い申し上げます。
- 6 シャワー室及び洗面所の使用後は必ず蛇口を止めてください。
- 7 未成年者のみのご宿泊は、保護者の許可のない場合お断りさせていただくことがあります。
- 8 エネルギーを大切に使うため、節電、節水にご協力のほどお願い申し上げます。

別表第1 利用料金等の内訳（第2条第1項及び第11条第1項関係）

宿泊者が支払うべき総額	基本料金	1 宿泊利用料金 2 日帰り利用料金
	追加料金	その他の利用料金
	税金	消費税（内税）

- 備考 1 基本料金は、当園に掲示する料金表によります。
- 2 宿泊利用料金とは一般、小中学生の寝具を使用する人員の数を1人とし設定された料金のことをいいます。
- 3 日帰り利用料金とは、1室（1棟）あたりの料金とします。

別表第2 違約金（キャンセル料）

解除通知を受けた日 契約申込人数	不泊	当日	前日	2日前	3日前	5日前	6日前	7日前	8日前	14日前	15日前	30日前
9名以下	100%	50%	20%	20%	20%							
10～15名まで	100%	50%	20%	20%	20%	20%						
16～40名	100%	70%	50%	20%	20%	20%	20%	20%	10%	10%		
41名以上	100%	70%	50%	20%	20%	20%	20%	20%	10%	10%	10%	10%

- 備考 1 上記割合は、基本宿泊料に対する違約金の比率です。
- 2 契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわらず、1日分（初日）の違約金となります。
- 3 団体客（10名以上）の一部について、契約の解除があった場合、宿泊日の10日前における宿泊人数の10%にあたる人数については、違約金（キャンセル料）をいたしません。